

仕様書

この仕様書は、広島市立広島市民病院の次に掲げる機器の賃貸借について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名称	設置場所
人工呼吸器	広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

本契約における人工呼吸器とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、陽圧式人工呼吸器（コヴィディエン社人工呼吸器P B 560）であること。
- (2) 診療報酬（処置料J 045）が算定できるもの。
- (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。

2 使用済み機器を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与する。

3 賃貸借料

人工呼吸器一式あたり（付属品、呼吸回路、消耗品を含む）
月額賃貸借料単価： 円（税込）

ただし、同月内の利用が10日に満たないときは1日あたりの賃貸借料を上記月額額の1/10の額として算定する。

なお、1日あたり5時間に満たない利用があった場合は別途発注者受注者協議して決定する。

4 実施報告

受注者は、下表の各履行期間満了後は各々の請求の時期までに、発注者に対して履行確認書に物件の使用明細及び物件使用等を確認したことを証明する書類を添付したものを提出しなければならない。ただし、3月に完了した業務については、同月内に提出するものとする。

回数	履行期間	請求の時期	支払金額
1	令和 4年 4月 1日から 令和 4年 4月30日まで	令和 4年 5月10日まで	契約書記載の賃貸借料に 基づいて算出した金額
2	令和 4年 5月 1日から 令和 4年 5月31日まで	令和 4年 6月10日まで	
3	令和 4年 6月 1日から 令和 4年 6月30日まで	令和 4年 7月11日まで	
4	令和 4年 7月 1日から 令和 4年 7月31日まで	令和 4年 8月10日まで	
5	令和 4年 8月 1日から 令和 4年 8月31日まで	令和 4年 9月12日まで	
6	令和 4年 9月 1日から 令和 4年 9月30日まで	令和 4年10月11日まで	
7	令和 4年10月 1日から 令和 4年10月31日まで	令和 4年11月10日まで	
8	令和 4年11月 1日から 令和 4年11月30日まで	令和 4年12月12日まで	
9	令和 4年12月 1日から 令和 4年12月31日まで	令和 5年 1月10日まで	
10	令和 5年 1月 1日から 令和 5年 1月31日まで	令和 5年 2月10日まで	
11	令和 5年 2月 1日から 令和 5年 2月28日まで	令和 5年 3月10日まで	
12	令和 5年 3月 1日から 令和 5年 3月31日まで	令和 5年 4月10日まで	

5 引き継ぎ業務

受注者は、契約終了又は契約解除等により業務の受託者が変更になる場合、引継ぎ業務が円滑に行われるよう、新たな受託予定者に対して発注者が指定する期間、引継ぎを行わなければならない。